奥州市公告

奥州市ICT支援業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和８年11月２日

奥州市長　　郷右近　　浩

１　調達の概要

(1) 名称

奥州市ICT支援業務委託

(2) 受注者の決定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 調達の内容

別紙１「仕様書」のとおり

(4) 履行期間（予定）

令和９年４月１日から令和12年３月31日までとする。

(5) 提案上限額

87,990,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（内訳）　令和９年度　29,330,000円

令和10年度　29,330,000円

令和11年度　29,330,000円

２　プロポーザルの日程等

番号	内容	期日
１	実施要領等の公開	令和８年11月２日（月）
２	質問書の受付	令和８年11月２日（月）～ 令和８年11月13日（金）午後５時
３	参加表明書の提出締切り	令和８年11月27日（金）午後５時
４	参加資格確認結果通知 提案書提出依頼	令和８年12月４日（金）
５	提案書等の提出締切り	令和８年12月15日（火）午後５時
６	プレゼンテーション審査	令和８年12月22日（火）予定
７	審査結果通知	令和８年12月下旬
８	契約交渉	令和９年２月
９	契約締結	令和９年２月

３　参加要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）及び奥州市物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第５号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）第３条の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 国税を滞納していないこと。

(6) この調達を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。

(7) 過去３年間（令和５年度から令和７年度まで）及び令和８年度において、地方公共団体の発注による同程度の規模でICT支援業務の実績を有すること。

４　連絡先

担当部署　：　奥州市教育委員会事務局学校教育課

担当者　　：　情報教育推進係長　佐々木　宏徳

所在地　　：　〒023-1192　岩手県奥州市江刺大通り１番８号

電話　　：　0197-34-1631（直通）

FAX　　：　0197-35-7551

E-mail　　：　jouhoukyouiku@city.oshu.iwate.jp

５　その他

プロポーザルに係る提案（プレゼンテーションを含む。）の実施に要する一切の費用は、提案者の負担とする。